

25伊監第57号  
平成26年3月31日

伊那市長 白鳥 孝 殿  
伊那市議会議長 伊藤 泰雄 殿

伊那市監査委員

加藤 正 光  
井上 富 男  
飯島 尚 幸

平成25年度財政援助団体等監査の結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）を実施したので、その結果を同条第9項の規定により別紙のとおり報告します。

# 平成25年度財政援助団体等監査報告 (公の施設の指定管理者監査)

## 第1 監査の対象

- (1) 指定管理者 伊那電装株式会社
- (2) 対象施設 市営駐車場  
(伊那市駅前駐車場、中央駐車場、中央第2駐車場、  
山寺駐車場、再開発ビル駐車場、通り町駐車場)
- (3) 所管部局 建設部都市整備課

## 第2 監査の実施期間

平成26年2月14日から平成26年3月19日まで  
(説明聴取 平成26年2月27日)

## 第3 監査の手続および着眼点

市営駐車場の公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行について、指定管理者及び所管部局から提出された資料及び提示のあった出納関係帳票その他の関係書類に基づいて、指定管理者及び所管部局双方の担当職員への質問、帳簿突合、その他必要と認めた監査手続を実施した。

### (1) 所管部局関係

- ア 指定管理者の指定は関係法令（条例含む）の定めるところにより適正、公正に行われているか。
- イ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- ウ 条例やそれに基づく協定書等に沿って運営管理されているか。
- エ 指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。

### (2) 指定管理者

- ア 施設は関係法令（条例含む）の定めるところにより適切に管理されているか。
- イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ウ 施設の管理に係る経理会計事務は適切に行われているか。
- エ 施設の管理に係る諸規定は整備されているか。
- オ 利用促進のための努力はなされているか。

## 第4 監査の結果

監査の結果、指定管理に係る事務処理については、以下のとおり一部に改善・検討を要すると思われる点が見受けられたので、改善すべき点は早めの対応に努められたい。

- (1) 基本協定書第36条で、管理運営業務に係る収入及び支出について、他の口座とは別の口座で管理することとなっているが、支出が他の事業と一緒にしているので、専用の口座で管理するよう改善されたい。なお、次回の指定管理者の公募においては、駐車場料金、指定管理者から市へ納入される納付金の取り扱いを含めた協定内容の見直しが必要と思われるので検討されたい。
- (2) 基本協定書の別紙2伊那市営駐車場業務仕様書の項目18「山寺駐車場及び再開発ビル駐車場の再委託業務」で、「別紙再委託業務による」とあるが、別紙が添付されていなかった。
- (3) 毎月提出されている月次報告書が基本協定書で定められた様式で作成されておらず、提出日の記載もされていなかった。